

熊本市介護予防・日常生活支援総合事業に係るQ&A <指定>

【平成29年2月14日版】

Q	定款の変更日
	定款等の変更は平成29年3月31日までに変更しないといけないのか。
A	現在の通所介護等の指定と同様に、介護予防・日常生活支援総合事業に参入する日までに変更すればよい。

Q	現在、要支援を受け入れていない場合の指定申請の要否
	当事業所は宇土市の事業所だが、熊本市より利用者が数名利用されている。 現在は要介護での利用だが、今後、熊本市が総合事業に移行していく中で、当事業所も熊本市への総合事業の届け出は必要なのか？ 要支援者の利用が現段階ではないので、届け出は必要ないのか？
A	要支援者の利用がなければ指定申請は必要ない。本市の被保険者に対して、本市の総合事業のサービスを提供する必要がある場合は、新たに指定申請が必要である。